

答申第219号（諮問第232号）

「平成30年8月30日付の群馬県知事の裁決があるにもかかわらず、相も変わらず県立●●センターの職員（以下甲という）が不法行為（地方公務員法違反・判例違反・行政不服審査法第52違反等）を続けてよい・又は続けなくてはならない、ということをも甲の医局・看護管理室等で画策した内容」の公文書不存決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成30年9月27日付けで、「平成30年8月30日付の群馬県知事の裁決があるにもかかわらず、相も変わらず県立●●センターの職員（以下甲という）が不法行為（地方公務員法違反・判例違反・行政不服審査法第52違反等）を続けてよい・又は続けなくてはならない、ということを甲の医局・看護管理室等で画策した内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年10月4日、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

当該請求に係る文書は保有していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として平成30年10月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成30年10月25日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成31年1月23日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成31年2月1日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。原処分は、条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である詐欺罪・偽計業務妨害罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するものである。

2 実施機関の主張要旨

本件審査請求にかかる開示請求の内容は、●●センター職員の患者若しくは第三者に対する対応についての根拠を求めていると思われるが、地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準を定めたものとしては、地方公務員法（昭和25年法律第261号（以下、略））がある。この第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」として、服務の根本基準が定められており、第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。また、第33条には、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」として、信用失墜行為の禁止が定められ、さらに第35条には、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」として、職務に専念する義務が定められている。

地方公務員である●●センター職員は、これら地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、本件請求のような、服務の根本基準から外れる行為や不法行為、信用を失墜するような内容を示す公文書を作成又は取得することはない。

3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

- (1) 地方公務員法違反、判例違反、行政不服審査法第52条違反を、現に処分庁の職員がおこなっている。
- (2) 裁決が出れば、行政不服審査法第52条に基づいて行政庁は拘束されるが、それについてどう考えるのか。同条は、行政庁を拘束するが、民間人は拘束されない。したがって、不存在でも単に文書がないだけでは済まない。棄却であっても、それだけでは済まない。やはり処分庁は拘束される。しかしながら、行政庁は開き直ってばかりである。

- (3) 人の健康を全く気遣っていない。ナイチンゲール精神に反している。下半身であっても立派な肉体である。関係ないと言ってはねつけるのは、そもそもナイチンゲール精神に反しており、不法行為である。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の公文書不存在決定について）

- (1) 請求人は、「条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である詐欺罪・偽計業務妨害罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するものであるため」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員である●●センター職員は法令等を遵守すべき義務等があり、今回請求のあった内容を示す公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件請求にかかる公文書が、実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断するものとする。

- (2) 実施機関主張のとおり、地方公務員たる●●センター職員が地方公務員法により負う法令遵守義務、信用失墜行為の禁止及び職務専念義務を考慮すると、●●センターという医療提供の場で、「●●センターの職員が不法行為（地方公務員法違反・判例違反・行政不服審査法第52違反等）を続けてよい・又は続けなくてはならない、ということ甲の医局・看護管理室等で画策した内容」との法令の趣旨に反する業務の執行を肯定する内容の公文書を、実施機関が、作成又は取得することは通常想定し難いものである。
- (3) また、請求人は、本件請求の前提として、「平成30年8月30日付の群馬県知事の裁決があるにもかかわらず」と記載しているところ、同裁決が、請求人が行った別件の開示請求に関する審査請求での実施機関の裁決をいうものと推認するが、当該裁決は、公文書の存否に関する裁決であって、その存否の判断対象となっている公文書の内容にかかる事実行為の有無について判断するものではないことはいうまでもないが、本件請求の前提として記載されているため、念のため付言するものである。
- (4) よって、本件請求に係る公文書を不存在とする実施機関の判断は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当で

ある以上、本件請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成31年 2月 1日	諮問
平成31年 2月14日 (第73回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成31年 3月 6日 (第74回 第一部会)	審議
平成31年 3月18日	答申